### Mother Nature's Son貸しスペース利用規約

合同会社ZACKA(以下、「甲」といいます。)がお客様(以下、「乙」といいます。)に 提供するMother Nature's Son貸しスペースサービス(以下、「本サービス」といいま す。)に関し、以下の通り、規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。なお、本 サービスの利用をお申し込みの方は本規約に同意されたものとみなします。すべての項目 に同意いただけない場合は、本サービスのご利用をお控えください。

## 第1条(総則)

甲は乙に対して、甲の運営するMother Nature's Son貸しスペース(以下、本会場という。)を貸し出し、乙はこれを借り受ける。乙は事前に甲に対して本会場の使用日付、使用目的、利用人数等、必要な情報を申告する。尚、本会場は現況貸しとする。

### 第2条(目的)

乙は本会場を事前に申請した使用目的、日時において使用するものとし、他の用途日時に 利用してはならない。

## 第3条(利用料金)

乙はホームページ及び店頭に掲載されている利用料金を、甲の指定する期限内に甲の指定する口座に支払う。

- 2.支払い方法についてはクレジットカード払いまたは銀行振込とする
- 3.延長料金やごみ処分費、破損弁償、キャンセル料等の追加費用が発生した場合は、乙は請求日から3日以内に甲に対して支払いを行うものとする。延長発生時の料金は曜日・時間帯の単価に準じて計算するものとし、時間短縮は不可とする。
- 4.遅延した場合は年利14.5%の遅延損害金が別途発生する。
- 5.乙は、領収書の発行を希望する場合は事前に甲に対して申請をおこなう。

#### 第4条(予約確定と契約の発効)

仮予約は、甲からの本予約の案内メールに乙が予約意思のある返信をした時点で、本予約が確定となる。ただし、予約意思のある返信よりも先に料金の支払いが確認できた場合は、予約意思のある返信があったものとみなす。

- 2.甲からの本予約の案内メール送信から5営業日を超えても乙からの返信がない場合は、仮 予約はその時点で失効する。
- 3.仮予約は12か月前から可能とする。
- 4.利用日時の変更は、別予約が入っていない場合には可能とする。ただし、曜日や時間が 違う場合には差額料金が発生する。

#### 第5条(甲による契約解除)

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲は、利用開始や通知の有無に関わらず、本契約を解除することができる。

① 甲からの電話やメールに対して24時間以上無応答、無返信状態が3回繰り返された場合

- ② 本契約の各条項に違反したとき、もしくは甲からの注意勧告に従わないとき
- ③ 虚偽の内容にて本契約を締結していることが判明したとき
- ④ 乙の関係する第三者が暴力団もしくは企業舎弟、右翼それらに類する者(以下、「暴力団等」という。)であること、もしくは親密な関係があると判明したとき。乙もしくは乙の関係する第三者が本会場もしくは共用部分等を暴力団等の集会所として使用するか、暴力団等であることを感知させる名称、看板、代紋等を掲示したり、暴力団等構成員を出入りさせたことが判明されたとき。
- ⑤ その他、甲が不適切と判断する一切の行為があったとき

# 第6条(乙による契約解除)

乙は甲に対し、次の要件にて本契約を解除することができる。

- ① 本予約から31日前までのキャンセル・・・キャンセル料10%
- ② 30日前から15日前までのキャンセル・・・キャンセル料50%
- ③ 14日前から8日前までのキャンセル・・・キャンセル料75%
- ④ 7日前から当日のキャンセル・・・キャンセル料100%

2.キャンセルが確定した場合、乙は甲が振込口座を指定後、3営業日以内にキャンセル料を支払うものとする。ただし振込手数料は乙負担とする。すでに利用料金が支払われている場合は、甲から乙へ税込利用料金からキャンセル料と振込手数料を差し引いた金額を、乙が振込先の口座を指定してから3営業日以内に振込にて返金する。

3.乙からのキャンセルの連絡は甲の指定するメールアドレス宛(contact@mother-natures.com)におこなうものとし、電話を含む口頭での連絡は効力を持たないものとする。

#### 第7条(禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

- ① 本会場の全部または一部の利用権を第三者に譲渡または転貸する行為
- ② 本会場の什器や備品の無断使用。本会場外に持ち出す行為
- ③ 火器の持ち込み。室内での喫煙、本会場内で調理・加工を伴う食品の販売行使及び食品衛生法に違反する行為
- ④ アダルト撮影等の公序良俗に反する使用
- ⑤ 音が過剰に外に漏れる行為(アンプにつないで大音量での楽器演奏など)
- ⑥ 近隣で騒ぐ行為。近隣へのゴミの不法投棄
- ⑦ 契約時間外、目的外での使用
- ⑧ 風営法に抵触する行為
- ⑨ 未成年者への酒類提供
- ⑩ 本利用規約に違反する行為

## 第8条(現状回復義務)

乙は本会場を使用した後、現状に復して返還しなければならない。

### 第9条(利用規則)

乙は本会場を利用するにあたり、下記のことを遵守しなければならない。

- ① 什器備品の片付け、設営、及び清掃は利用時間内に行う。
- ② 備付けの食器類、プロジェクター等の備品を使用した場合は、元の場所に戻す。壊れた場合は申し出をする。
- ③ 有料でゴミ処分を希望する場合は、燃えるゴミ、瓶、缶、ペットボトルの4種類に分別し、甲指定のゴミ出しスペースまで運ぶ。ゴミ処分費は1袋500円、段ボール処分費は別途1枚につき100円。
- ④ 本会場で調理・加工した食品の販売行為及び食品衛生法に反する行為はできないものとする。販売を伴わない調理及び飲食行為は可能とする。飲食の持ち込みやケータリングは事前に申し出ることで可能とする。
- ⑤ 退出時は、照明(トイレを含む)・エアコンの電気を切る。
- ⑥ 近隣からのクレームや警察を通しての依頼があった場合は、その時点でイベントは中 止になることがある。
- ⑦ ペットの入場はその種類によってはお断りさせていただく場合があるため、必ず事前 に申請をおこなうものとする。
- ⑧ イベント主催者は感染予防、食中毒予防、急性アルコール中毒予防、熱中症防止、トイレ洗面の汚染防止、換気、湿度確保などの衛生管理に努める。
- ⑨ 咳、くしゃみ、発熱、肺炎の症状のある人は入場させない。除菌液、非接触型体温計 は貸出し可能とする
- ⑩ 利用後は鍵を指定のキーボックスに返却する。
- ① 鍵を紛失または返却しなかった場合は15.000円(税別)/1枚を負担する

### 第10条(自己責任の原則)

乙は搬入した荷物の管理や本会場を使用した際に発生した盗難・怪我・喧嘩・破損・火災・ 死亡・クレーム・脅迫等の事件紛争行為、警察や消防救急車出動に対して責任を負う。

2.備品一覧のうち、プロジェクター、スピーカーなど一部の備品については、事前の申し出により無償で貸し出す。

- 3.乙は無償で貸し出された機材が動作保証されるものでないことや、不具合や故障が起こりえることを十分理解した上で借り受けする。必要不可欠な備品や設備の場合は自らの責任において予備を用意する。
- 4.大型の荷物を搬入する際は通路や入口の養生をすること。
- 5.乙が甲に荷受けを依頼するときは破損汚損盗難があっても甲に責を求めない。甲は荷物 の内容より事前の荷受けを拒否することができる。
- 6.本会場のご利用後に忘れ物が見つかった場合、甲は1ヶ月間は保管し、その後は原則処分するものとする。忘れ物は発見したままの状態で保管し、保管物の状態及び個数等の持ち主の認識と不一致があったとしても甲は一切の責任を負わない。

## 第11条(免責)

次の一つに該当する場合の損害賠償は免責とする。

- ① 地震、風水害、水没、洪水、津波、大型台風などの天災、火災、大規模停電、放射能漏れ、ウイルス、爆破予告、テロ、都市封鎖等の災害
- ② 電気、給排水、空調、照明等の設備故障

- ③ 破産、民事再生、会社更生法、差し押さえ、行政指導、行政命令等
- ④ 天災や設備故障時は振替えや延期での対応となり、中止の場合には返金や損害賠償はできない。

# 第12条(損害賠償)

甲乙双方とも免責以外の理由により、相手方に損害を与えた場合には、相手方に損害を賠償しなければならない。

- 2.甲による乙への損害賠償の上限額は会場の利用料金とする。
- 3.乙が、機材、設備、什器を破損・故障・損傷・盗難・紛失した場合には実費相当を甲に 損害賠償する。
- 4.乙が火災やボヤの発生、建物機器設備を故障させた場合は甲に損害賠償する。
- 5.乙は壁紙クロスの汚損、カーテンの汚損・臭いの除去に掛かる現状復帰及びクリーニングの費用を甲に損害賠償する。乙が嘔吐物等で汚した場合にも同様とする。
- 6.乙は、トイレ便器・洗面台の配管を詰まらせた場合には、修理費用を負担する。
- 7.乙は、利用時間を超過した場合は、後続利用者の受けた損害賠償を負担する。

# 第13条(個人情報の利用)

甲は個人情報の保護に努める。尚、乙は、甲が事前に提出したメールアドレス宛に会場からの連絡・お知らせ等の情報を送る事に同意する。

## 第14条(紳士条項)

本利用規約に定めの無き事項及び条項の解釈について疑義の生じた時には甲乙協議の上、 誠意をもって解釈する。本契約により紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所 を第1審の裁判所とする。